I 2023年度事業計画

一般社団法人 日本養豚協会 2023 年度事業計画

自 2023 年 4月 1日 至 2024 年 3月 31日

全世界を席巻した新型コロナウイルス感染症は、各国の感染防止対策、ワクチンの接種の推進などにより、ようやく終息に向かいつつある。我が国でも、感染症法上の位置づけが従来型インフルエンザ並みへと分類が変更され、経済活動の急速な回復が期待されている。

しかしながら、昨年2月に勃発したロシアによるウクライナ侵攻は未だに解決の見通しが立たず、世界的な穀物価格の高騰や原油等資材価格の高騰が継続している。特に昨年度は、急速な為替の円安もあり、配合飼料価格がトン当たり10万円を超える史上最高値を付け、その後やや価格低下傾向にあるとはいえ、本年4月以降も依然として高値水準にある。

この事態を受け、当協会では生産者負担が増えない形での支援策の実施と自家配合生産者への配慮を要請した。これに対して政府では、9期連続での配合飼料価格安定基金制度による補填金の支給と、数度にわたる異常基金への補填金財源の積み増しを繰り返すとともに、2022年度の第3四半期及び第4四半期においては、基金制度を支えるため全額国費による配合飼料価格高騰緊急特別対策を実施し、また、2023年度には基金制度の発動基準に特例を設け、穀物価格の高止まりでも補填金が出やすくする措置を講じた。加えて、自家配合飼料の製造利用に取組む生産者に対して、調達経費の軽減支援策を初めて実施する「低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策」を2023年度事業として決定した。

一方、2018 年 9 月に国内で 26 年ぶりに発生した豚熱は、2019 年 10 月からのワクチン接種開始にもかかわらず、野生イノシシへの浸潤も進み、ワクチン接種推奨地域は、北は青森県から南は山口県までの本州全土、並びに四国まで広がった。2021 年 4 月からは改正家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準が完全実施され、養豚生産者は懸命に飼養衛生管理水準の向上に努めているところである。

特に、当協会の要請の成果もあり、2022 年 10 月に母豚の抗体価を基本としたワクチン追加接種の効率化、また、12 月には飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種を認める通知が農林水産省より発出され、適時的確な豚熱ワクチン接種体制が整いつつあり、飼養豚での豚熱発生は散発的な状況に抑えられている。このため。引き続き、飼養衛生管理基準の遵守を基本に、清浄化に向けた努力を続けていく必要がある。

更に、欧州やアジア近隣諸国で発生しているアフリカ豚熱 (ASF) の脅威については、新型コロナウイルス感染症の落ち着きとともに海外からの入国者が急増する中で、ウイルス侵

入リスクは再び高まっており、我が国の水際、地域及び農場防疫の一層の強化が必要である。加えて、当協会の長年の要請活動の成果として、家畜改良増殖目標に沿う形で豚枝肉取引規格について、すべての規格の体重を3kg引き上げる改正が行われ、本年1月より実施された。これにより、今後の養豚経営の生産性向上と利益の確保、更には消費者の利益増大にも資することが期待される。

このような中、2023年度においては、以下に掲げる「基本方針」に基づき、定款に定める事業実施を基本としつつ、業務を機動的、かつ集中的に実施していく。

【2023年度基本方針】

1 会費算定方法の「肥育豚出荷頭数」への統一と会運営の安定化

海外でチェックオフ制度を実施している国々においては、肥育豚の出荷段階でチェックオフを実施することが一般的であることから、その前提として、まず当協会の会費算定方法について、現在の繁殖母豚頭数と肥育豚出荷頭数との選択制から、肥育豚出荷頭数への一本化を進め、2024年度からの改定に向けて検討していく。

併せて、総務企画部会内に「経営委員会」を設け、効率的、公正な会費徴収、並びに適切な業務実施のための業務の見直しや優先順位付け等を行っていく。

2 養豚経営安定対策の強化

養豚経営安定対策(豚マルキン)事業について、引き続き、課題の検討を行い、国に改善を求めていく。

また、配合飼料価格安定制度について、異常基金が多額の借入金により実質的に破綻している状況を踏まえ、国に見直しを求めていく。

3 豚熱及びASFの侵入防止

豚熱については、引き続き、飼養衛生管理基準の遵守を基本に、豚熱ワクチンの効果的な接種を進め、飼養豚での発生の根絶に努める。

併せて、ASFの侵入防止のための水際防疫の強化を求め、地域、農場防疫の徹底に努める。

4 会員拡大努力と活動の活発化

SNS、アプリ等を最大限活用する。特に、アプリについては会員外の生産者についても開放し、役立つ情報提供により会員拡大につなげる。

道府県組織事務局による会議を定例的に開催し、本部と地域との連携を強める。

また、組織を超えて幅広く我が国の養豚勢力(系統農協・全農、企業養豚、飼料工業会、 必要により消費者団体等)の結集を図っていくため、広く養豚をめぐる問題を話し合う場 としての「養豚問題懇談会」を設立する。

【定款に定める基本事項】

- (1)養豚経営の安定と生産力の向上に関する事業
- (2)養豚の国際競争力の向上と後継者育成に関する事業
- (3) 豚疾病の予防及びまん延防止、撲滅に関する事業
- (4) 豚の登記・登録、育種・改良に関する事業
- (5) 豚肉の消費の維持・拡大、自給率の向上に関する事業
- (6)養豚にかかわる情報の収集、提供に関する事業
- (7)養豚振興についての政策要請・提案活動に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【2023年度に実施する事業活動】

1 部会活動等

理事会の下に、総務企画部会、生産経営部会、消費流通部会、衛生・疾病対策部会、 育種改良・登記登録部会、青年部会を置き、それぞれの部会の目的、課題に取り組み、その 成果を公表し、必要により理事会に意見提案する。

更に、部会活動に加えて以下の業務を実施する。

- ① アニマルウエルフェア推進委員会において国の新たなAW指導指針の普及等を図る
- ② 創立10周年記念誌「激動の日本養豚史(仮)」の作成
- ③ 我が国の養豚農業の実態及び今後の展望につき分析する「養豚白書」の作成

2 その他の継続的事業

- ① 養豚大学校の開催
- ② 豚・豚肉トレーサビリティー
- ③ MA米の購入販売事業

3 豚の登記・登録、育種・改良に関する事業

国産豚肉のもととなる純粋種豚の確保対策と登録事業の推進を図るため、種豚導入事業の周知と積極的な活用を推進する。

国産純粋種豚改良協議会と連携して、銘柄豚認定等による純粋種豚の利活用を推進する。

(1)種豚の登録事業 (2023年度計画)

1) 本会の登録規程に基づき、次の通り登録を行う。

種豚登録	5,200頭
子豚登記	12,000頭

2) 本会の証明規程に基づき、次の通り証明を行う。

血統登記	20頭
血統能力証明	500頭
系統認定証明	1系統
系統維持施設指定証明	2 1 施設
系統種豚証明	200頭
一代雑種豚血統証明	1,200頭
産子検定終了証明	20頭
現場直接検定終了証明書	50頭
海外合成豚認定証明	0件
海外合成豚原々種豚場認定証明	2 場
海外合成豚血統証明	10頭
肉豚証明	2,000頭
黒豚生産農場指定証明	10場
豚輸入精液証明	400本
移動証明	1,000頭
証明書書換	10頭
証明書再交付	10頭

(2) 認定事業の実施

豚の改良増殖を推進するとともに生産基盤の強化と登録事業の進展及び養豚場の生産環境を改善し、飼養衛生管理水準の向上と防疫対策を強化し、豚の生産効率の向上を図るため、指定種豚場認定規程、黒豚生産農場指定規程、海外合成豚原々種豚場認定規程に基づき認定事業を実施する。

- 1) 指定種豚場の認定
- 2) 黒豚生産農場の認定
- 3) 海外合成豚原々種豚場の認定

(3) 登録研究会、講習会の開催

登録事業の円滑な推進と登録委員の育成を図るため、登録業務委託団体担当者会議 及び登録講習会を開催する。

(4)輸出種豚の血統証明

輸出種豚の英文血統証明書の発行を行う。

4. 補助・委託事業及びその他事業

養豚振興を推進するため次の事業を実施する。

(1)農林水産省 畜産生産力・生産体制強化対策事業(家畜能力等向上強化推進のうち

豚)の実施。

飼料自給率向上総合緊急対策事業(耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業)の実施。

(2)(独)農畜産業振興機構 養豚経営安定対策補完事業(種豚・精液導入、養豚農業実 態調査、優良事例調査等)の実施。

低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業の実施。

- (3)農林水産省及び(公社)中央畜産会 畜産物輸出特別支援事業(豚肉輸出)の実施。
- (4) JRL 事業

(公財) 全国競馬・畜産振興会 豚の飼料利用性育種推進事業の実施。

(5) 国産純粋種豚改良協議会事務局の運営 「国産純粋種豚改良協議会」の事務局を引き受け、産官民一体となって実施する国 産純粋種豚の改良に参画する。

(6)日本畜産物輸出促進協議会 豚肉輸出部会事務局の運営 「日本畜産物輸出促進協議会 豚肉輸出部会」の事務局を引き受け、産官民一体と なって豚肉の輸出促進に取り組む。

5 庶務に関する事業

各県段階での組織活動強化のため道府県組織事務局会議、登録業務委託団体会議、ブロック会議等を行う。

また、これらの事業を統括する理事会を四半期に1回定期的に開催するとともに、年1回の通常総会を開催する。